

栃木市渡良瀬遊水地キャラクター デザインマニュアル



令和2年11月1日改訂
栃木市役所渡良瀬遊水地課

はじめに

このマニュアルは、栃木市渡良瀬遊水地キャラクターを活用するにあたり、イメージの統一性を図るため、デザインの基本的なルールをまとめたものです。

使用上の注意

- キャラクターに関する一切の権利は、栃木市に帰属します。
- デザインバリエーションについては随時増やしていく予定であります。デザインの変更やご不明な点については、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ先

栃木市 総合政策部渡良瀬遊水地課
〒323-1104 栃木市藤岡町藤岡 1218-1
電 話 0282(62)1301
FAX 0282(62)1300
メール heartland-jo@city.tochigi.lg.jp

デザインバリエーション

番号	名称(モデル)・キャラクターデザイン	番号	名称(モデル)・キャラクターデザイン
1	ハーツひめ Hearts姫 (谷中湖) 	2	わたらせナイツ Watarase712 (チュウヒ) 
3	ヨシキリおばさん (オオヨシキリ) 	4	ドン・ジョージ (ドジョウ) 
5	ドルア (カワセミ) 	6	オイミー (ミズアオイ) 
7	テリー (川藻) 	8	もちぞう (チュウヒ幼鳥) 
9	クララと子どもたち (サシバ) 	10	オトギリさん (アゼオトギリ) 
11	キリー (カマキリ) 	12	アーテ (ハチ) 
13	リリシア (チョウ) 	14	郵便屋 (バッタ) 

15	ハートランドの紋章 	16	全員集合（初期メンバー） 
17	太巻 (イタチ) 	18	ヌーモ (ヌマチチブ) 
19	ハグロ (ハグロトンボ) 	20	アサコ (ヒメシロアサザ) 
21	テンテン (テントウムシ) 	22	ハクト (ハイロチュウビ) 
23	ハーツひめ Hearts姫 (バンザイ) 	24	わたらせファイツ Watarase712 (ポーズ) 
25	アマとコロ (アマドコロ) 	26	お莖 (ショウブ) 
27	ツチドン (ツチフキ) 	28	トラジイ (ノジトラノオ) 
29	ヘギーさん (ヘラサギ) 	30	ヨシ子さん (ヨシ焼き) 

31	アワダ AWADA (セイタカアワダチソウ) 	32	ワタ (ワタラセツリフネソウ) 
33	ソウ (ワタラセツリフネソウ) 	34	ツセラ (ワタラセツリフネソウ) 
35	ネフリ (ワタラセツリフネソウ) 		

使用にあたっての注意事項

「栃木市渡良瀬遊水地キャラクターデザインの使用に関する要綱」第5条第1項に規定するキャラクターデザインの使用を行う場合。

●たて・よこの比率を変えて使用することはできません。

（例1）長体をかける

（例2）平体をかける



●キャラクターの一部を省略したり、変更して使用すること。

（例1）一部を省略する

（例2）表情を変更する



●指定の色以外の色を使用することはできません。



「栃木市渡良瀬遊水地キャラクターデザインの使用に関する要綱」第 5 条第 2 項に規定する、キャラクターデザインの変更を行う場合。

●キャラクターのデザインを変更することは可能です。

キャラクターのイメージを損なわない範囲であれば、キャラクターデザインを変更することができます。

向きを変えたり、動きをつけたり、何かを持たせたり、違う服を着せたり、何かを食べさせたりすることができます。

※キャラクターデザインを変更して使用したい場合は、事前に別記様式第 2 号により、変更申請が必要になります。

「渡良瀬遊水地キャラクター〇〇〇（キャラクターの名称）」の表記
について

使用しているキャラクターが、渡良瀬遊水地のキャラクターであることがわかるように、必ず表記してください。

なお、複数のキャラクターを使用する場合、キャラクターデザイン番号 16 全員集合を使用する場合は、キャラクター毎に表記しなくても構いません。また、キャラクターデザイン番号 15 ハートランドの紋章を使用する場合は表記しなくてもよいこととします。

例 1 「渡良瀬遊水地キャラクター」と
「キャラクターの名称」を表記する。



例 2 「全員集合」を使用する場合
「渡良瀬遊水地キャラクター」
のみを表記する。

